

第 10 回文化振興推進委員会会議録

日時：平成 24 年 11 月 19 日（月）午後 3 時～4 時

場所：八王子市役所 本庁舎 7 階 701 会議室

出席委員 8 名

欠席委員 4 名

事務局	市民活動推進部長	伊藤	紀彦
	学園都市文化課長	小浦	晴実
	学園都市文化課主査	南部	かや
	学園都市文化課主任	吉岡	淳二
	学園都市文化課主事	榊原	可奈

事務局 市民活動推進部長から開会の挨拶

本日の議題は、「文化振興計画の検証」と、「文化振興条例制定の必要性」について。委員の皆様には、これまで条例制定と条文案について検討していただいたが、この段階で文化振興条例の必要性について議論する理由を申しあげる。平成 18 年の計画制定後、市は様々な文化振興施策を実施しているが、文化振興計画がある現状で別途条例を制定する必要性を明確にしておくべき、との意見が庁内から出ている。事務局としては条例を制定する方向で、委員の皆様に具体的な条文を示して意見をいただき検討を重ねてきたが、改めて条例の必要性について議論いただきたいと考え、今回の委員会を開催することになった。

これまで事務局としては、「文化振興施策の法的な基盤整備が必要である」と考え話を進めてきた。一般的な手順では、条例が出来上がってから具体的な計画を作り上げるという流れになるが、本市の場合は逆で、計画ができてから条例をつくるという手順となっており、本来ならばまず条例が必要かどうかについて意見をいただき、その後具体的な条文について検討すべきであった。事務局の進行が不十分であったこととお詫びする。

本日は委員の皆様に、なぜ文化振興条例が必要なのか意見を出していただき、条例が必要であるという意見に至れば、その意見をもとに市としての意思決定を諮り条例案を議会

へ提出する、という手順を踏みたいと考えている。それに先立ち、平成 18 年度より進めてきた文化振興計画の検証が必要になる。計画を進めてきた中で様々な問題が浮き彫りとなり、条例が必要であるという意見に達すれば、計画と条例という骨子により、文化振興を進めていくということになる。

事務局

本日は欠席議員が 4 名、出席者が 8 名で、過半数が出席のため委員会成立。傍聴人はなし。以降の議事進行を会長にお願いする。

1 文化振興計画(平成 18 年度～現在)の検証について

会長

これまでは、条例が必要ということは自明のものとして話を進めてきたが、今ここで改めて条例の必要性を検証する。

事務局

部長の話にもあったが、条例制定の準備を進めていく過程で、庁内各所管において施策についての共通認識を深める必要があるとの意見が出た。具体的には、市の政策運営会議に文化振興計画の検証結果を報告し、条例制定に向けた整理をしたいと考えている。条例制定に向けてはパブリックコメント等の手続きも必要になってくるが、今回は計画について意見をいただきたい。

< 配付資料の確認 >

(推 - 15) 八王子市文化振興計画の検証について

(推 - 16) 文化振興推進委員会における条例制定に向けた検討経緯

事務局 配付資料の説明

[(推 - 15) 八王子市文化振興計画の検証について]

委員会において進捗状況を毎年評価している。平成 23 年度の達成度は「A (目標達成)」「B (ある程度達成・維持できた)」を合計すると 94.6 % で、計画を順調に進行できている。

文化振興計画を推進するうえで最大の課題となるのが、文化活動に参加する市民の裾野を広げることであると考えている。市では、定期的に文化活動に参加している市民の割合を指標としているが、平成 24 年度の目標値を 60%としているのに対し、実績値は 40%弱に留まっており、目標値に達していない。文化活動の裾野を広げるためには、継続的に施策を推進していく必要がある。

会長

今委員会では、平成 18 年に策定した文化振興計画の 6 年間の経過を振り返ることで、残り 4 年間の施策の推進に向けて、委員会としての意見をいただきたい。計画に掲げている取組みは高い割合で達成されているが、市民の文化活動の裾野を広げるまでには至っていないことが現状で最大の課題であるが、いかがか。

委員

裾野の拡大についての評価は、非常に難しい。「定期的に文化活動に参加している市民の割合」は目標値には達していないが、40%弱という数字は高いと思う。他の自治体ではどのような目標を掲げているのか。

事務局

明確な数値目標は掲げず、数値を上昇させること、文化施設の利用者数を増加させることなどを指標としている自治体もある。

委員

文化の振興は市民の意欲に依存する部分が多く、市として推進し、それを数値として計るのは難しい面がある。

会長

これまで各取組みに対する達成度の評価はしたが、事業の必要性の判断はしていない。それは基準となる理念が盛り込まれた条例がなかったからではないか。

2（仮称）文化振興条例制定の必要性について

事務局

条例の必要性についてご意見をいただきたい。

委員

条例制定が必要という委員の総意を会長にまとめていただけないか。

会長

文化振興計画の中に「法的基盤として条例の制定を検討」という内容があったが、基本構想・基本計画の制定などの都合で途中２度も行き詰まり、思うように進んでいないのが現状。委員会としては条例の制定は必要だと考えており、市が新体制に移った今、委員会から市に対して条例制定についての提言書を提出してはどうか。提言の中で、

- ・八王子市がどのような都市であるかを内外に向けて宣言する
- ・市民、八王子市の各々の役割を明確にする
- ・文化活動の評価基準として、基本理念を共有化する

以上の３つを挙げたいが、この内容についてのご意見を伺いたい。

委員

この条例がないのなら、年度ごとの文化振興計画の評価は何を基準として行っているのか。

事務局

文化振興については、市民活動推進部で把握しており、外部の委員が入る行政評価や、市民を対象とした市政世論調査などをもとに各事業を評価している。

会長

文化振興計画の評価方法は達成度評価が基本であり、事業の必要性については評価していない。事業の存立を評価する基準を、理念として条例に盛り込むべきだろう。

委員

条例に基準となる理念があれば、事業の必要性を判断できる。条例制定について、行政の長にも強く訴えかける材料となるだろう。

事務局

確かに事業は行っているので達成率は高いが、必要性、市民の意識の面から見ると違う結果となりそう。

会長

会長である私に提言書の文言は一任していただき、委員会から市に対して提言書を提出するということによろしいか。

一同

異議なし。

会長

承知した。本委員会としての、文化振興の個々の施策に対する評価基準となる「文化振興計画の基本理念」の必要性を中心にまとめる。

他になければ、これで閉会とする。